

青森県報

第五百五十三号

令和四年
十二月二十三日
(金曜日)

目次

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

○道路の供用の開始……………(同) ……四

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域
民局) ……四

○右 同……………(同) ……四

○土地改良区の役員の退任……………(上北地域
民局) ……五

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) ……五

公安委員会

○青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示……………(情報管理課) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……六

公営企業

○青森県立中央病院で使用する電気の供給に係る一般競争入札……………(運営課) ……六

告 示

青森県告示第六百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	
主たる事務所の所在地			
株式会社 ENIBU	就労継続支援B型	弘前市大字外崎四丁目二の五	令和四・三・三一

青森県告示第六百八十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

十和田市大字法量字焼山六四の一二五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八十七号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字野左掛八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八十八号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡東北町字萌出道ノ下八一の一二、八一の一六から八一の一八まで、八一の一

六一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字山館三二の一三六、三一の一五八、三一の一五九、三三の二三五、三三の二三六、三三の二四八、三三の二四九

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡野辺地町字向田三七五の一、三七七の一、三七七の三、三八一、三八三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区間		変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	国 道	三三九号	五所川原市十三土佐七三八の一から 五所川原市太田山の井二八〇の三八六まで		前 七・一四メートルから 一八・四一メートルまで	一、六七二・四〇メートル		
2	県 道	楡引上名久 井三戸線	三戸郡南部町大字福田字町中一二の一から 三戸郡南部町大字福田字町中一〇の三まで	後 一〇・三八メートルから 一一・二七メートルまで	前 七・七一メートルから 一〇・三八メートルまで	一、六七・一五メートル		
3	県 道	今別蟹田線	東津軽郡今別町大字大川平字母沢一八の四から 東津軽郡今別町大字大川平字母沢一五の二まで	後 九・一一メートルから 一七・五二メートルまで	前 二七・四七メートルから 二七・四七メートルまで	一五三・九九メートル		

青森県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道本八戸停車場線	八戸市内丸三丁目二五の七から 八戸市内丸二丁目一四の二四まで	令和四・三・二五

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、虻川土地改良区の定款の変更を令和四年十一月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和四年十一月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	松山 定見	上北郡東北町字滝沢平二の二〇	令和四・九・二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

令和四年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、三四七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二三、四一五 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、二二二 人
- 西津軽郡選挙区 四、九八三 人
- 南津軽郡選挙区 六、三二七 人
- 北津軽郡選挙区 七、二七四 人
- 上北郡選挙区 二六、八八九 人
- 三戸郡選挙区 一八、五〇六 人
- 青森市選挙区 七八、七三九 人
- 弘前市選挙区 四七、九九二 人
- 八戸市選挙区 六三、三八八 人
- 黒石市選挙区 九、二二六 人
- 五所川原市選挙区 一八、二七五 人
- 十和田市選挙区 一七、〇三一 人
- 三沢市選挙区 一〇、六七一 人
- むつ市選挙区 一九、九九六 人
- つがる市選挙区 八、九一三 人
- 平川市選挙区 一一、三五七 人

公安委員会

青森県公安委員会告示第四百十三号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法令等の名称	条項	使用を開始する日
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第九条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）	令和五年一月四日
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第八条第一項	
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第八条の五第一項	

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二十三日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 物品等の名称及び数量

マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借（二〇二二） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年十二月十四日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

六 落札金額

六百七十八万八千七百六十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年十月二十八日

公 営 企 業

青森県立中央病院で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

1 調達件名及び数量

青森県立中央病院で使用する電気の供給

契約電力 二千六百キロワット

予定使用電力量 千八百八十八万七千五百キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 供給場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の二）

四 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、青森県立中央病院が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とする。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事 の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気

事業者として登録を受けている者であること。

7 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

8 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年一月十二日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八三二四

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院運営部管理課
電話 ○一七―七二六―八三二四

八 入開札の日時及び場所

1 日時

令和五年二月三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階大会議室

九 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

About 11, 887, 500kWh supply of electricity to the Aomori Prefectural Central Hospital

2 Time-limit for tender:

3 February, 2023

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Management division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashi-tsukurimichi

Aomori City, Aomori 030-8553

JAPAN

TEL 017-726-8324

(発行者・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円